府令

○内閣府令第三十六号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則等の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　総合政策局（第一条―第五条） 第二節　企画市場局（第六条―第八条） 第三節　監督局（第九条―第十四条） 第二章　証券取引等監視委員会の事務局（第十五条―第二十三条） 第三章　金融庁顧問（第二十四条） 附則	目次 第一章　［同上］ 第一節　総務企画局（第一条―第六条） 第二節　検査局（第七条・第七条の二） 第三節　監督局（第八条―第十条の二） 第二章　証券取引等監視委員会の事務局（第十一条―第十八条） 第三章　金融庁顧問（第十九条） 附則
第一章　内部部局 **第一節**　総合政策局 （管理室等及び企画官等） **第一条**　秘書課に、管理室及び情報化統括室並びに企画官一人、人事調査官一人、管理予算調整官一人、監査専門官一人、情報企画調整官一人、情報セキュリティ分析専門官一人及び情報セキュリティ対策専門官一人を置く。 2　管理室は、秘書課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　金融庁の機構及び定員に関すること。 二　金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 三　金融庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 四　金融庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。 六　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。 七　金融庁の職員に貸与する宿舎に関すること。 八　金融庁所属の建築物の営繕に関すること。 九　庁内の管理に関すること。	**第一章**　［同上］ **第一節**　総務企画局 （情報化統括室等及び企画官等） **第一条**　総務課に、情報化統括室、管理室、国際室及び国際連携・協力室並びに企画官二人、人事調査官一人、情報企画調整官一人、情報セキュリティ対策専門官一人、情報セキュリティ分析専門官一人、管理予算調整官一人、監査専門官一人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、国際協力調整官一人、海外展開推進調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。 2　情報化統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　金融庁の行政の考査に関すること。 二　金融庁の事務能率の増進に関すること。 三　金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な情報の整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。 四　金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。